

# 令和7年度中之条町地域商品券取扱店舗募集要項

## 1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担の軽減と商店等での販売促進など地域における消費活動を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として、令和7年度中之条町地域商品券を発行する本事業において、取扱事業者を募集いたします。

## 2 対象事業者

下記に該当し、誓約事項に同意する事業者

町内に事業所を有する法人または個人

〈誓約事項〉

- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ・中之条町暴力団排除条例（平成24年中之条町条例第41号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと。
- ・町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・町のホームページ、広報媒体等への掲載を希望しない場合には申し出ること。

## 3 登録方法

登録を希望する事業者は、所定の登録申請書に必要事項を記入し、郵送・メール・FAX・持参のいずれかの方法で、令和8年1月30日（金）までにご提出ください。

※申請期限以降も随時申請を受け付けます。

※提出期限までにご提出いただいた情報をもとに、配布予定のリーフレットに掲載します。

※登録申請書は中之条町ホームページからもダウンロードできます。

## 4 商品券の概要

- 交付対象者　・令和8年2月1日に中之条町に住民登録されている方で、世帯主宛に世帯分を交付します。

■交付額 交付対象者 1人 12,000円

- ・一般店専用券(大型店取扱不可) 額面1,000円券×6枚=6,000円
- ・全店共通券(大型店取扱可) 額面1,000円券×6枚=6,000円

※大型店(店舗面積1,000m<sup>2</sup>超:店内テナント含)では全店共通券のみ使用可能

■使用期間 令和8年2月発行 ~ 令和8年8月31日(月)

## 5 取扱事業者の業務

- ・使用期間内に商品券を持参した方に記載金額に相当する商品・サービス等の提供を行い、額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。

## 6 換金請求手続

取扱った商品券に令和7年度中之条町地域商品券 取扱明細書(別記様式)を添え、中之条町役場地域共創課(役場2階)または六合支所へ直接請求してください。

## 7 換金請求期間

発行～令和8年9月30日(水)午後5時

※換金請求期間以降の請求は一切できません。

## 8 換金手数料

事業者負担なし。

## 9 換金振込み

町の定期支払日に振込みます。

## 10 その他

本要項は今後変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【問い合わせ先】

中之条町役場 地域共創課 地域政策係(役場2階)

〒377-0494 吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地

電話(ダイヤルイン) 0279-75-8802 FAX 0279-75-6562

E-mail : [ki-chiiki@town.nakanojo.gunma.jp](mailto:ki-chiiki@town.nakanojo.gunma.jp)